

事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 10 日

各都道府県母子保健主管部（局）母子保健担当課 御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室
厚生労働省子ども家庭局母子保健課

妊産婦に対する肝炎ウイルス検査に関する情報提供の充実について

肝炎対策の推進につきましては、平素より格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

肝炎ウイルスは、感染しても自覚症状に乏しいことから、感染に気付きにくく、また、感染を認識していても、感染者が早急な治療の必要性を認識しにくいいため、適正なフォローアップが重要です。

「妊婦に対する健康診査について望ましい基準(平成 27 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 226 号)」においては、B 型肝炎抗原検査及び C 型肝炎抗体検査が含まれており、陽性の方は、初回精密検査や定期検査、肝炎の治療の費用助成を受けられる場合があります。

今般、「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会中間報告書」を踏まえ、母子健康手帳の任意記載事項様式については、母子健康手帳情報支援サイト（※）により電子的な情報提供を開始したところです。妊婦自身による健康管理を促す観点から、検査が陽性であった場合に精密検査等を促すことが適当とされたことから、同サイトにおいて、肝炎ウイルス検査の確認方法や精密検査等を促す趣旨の記載、相談先についての情報提供の充実をいたしました。

また、妊婦健診における B 型肝炎抗原検査及び C 型肝炎抗体検査の結果については、「標準的な電子的記録様式」が定められ、令和 2 年 6 月以降、市町村が電子化した場合にはマイナポータル上で閲覧可能となっております。同検討会においては、妊婦健診で実施した B 型肝炎抗原検査及び C 型肝炎抗体検査の結果について、自治体間の一貫した保健指導に資するよう、市町村が必ず電子化する情報として「最低限電子化すべき情報」に追加すべきとされたところです。

貴部局におかれましては、本事務連絡の内容を御了知いただくとともに、肝炎対策の担当部局と連携の上、母子健康手帳情報支援サイトや別添リーフレットをご活用頂き、貴管内市町村における情報提供等の充実につき、特段の御協力と御高配をお願いいたします。

【添付資料】

○妊産婦向けリーフレット

『赤ちゃん・ママ・家族の健康のために「肝炎ウイルス検査の結果」を確認しましょう』

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001053961.pdf>

※【参考】

○母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-kodomo_129040_00010.html

○母子健康手帳情報支援サイト

<https://mchbook.cfa.go.jp>

【照会先】

厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室
電話番号：03-5253-1111（内線 2948）